

活動団体の皆さまへ

「ふれあいいきいきサロン事業」「子育てサロン事業」
総 合 補 償 制 度 の ご 案 内

★熱中症・日射病・O-157等の細菌性食中毒も補償します★

社会福祉法人 大田区社会福祉協議会

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-49-2 大田区社会福祉センター5階

おおた地域共生ボランティアセンター

TEL : 03-3736-2266 FAX : 03-3736-5590

「ふれあいいきいきサロン事業」「子育てサロン事業」総合補償制度のご案内

1. この制度の概要

この制度は、「ふれあいいきいきサロン事業」「子育てサロン事業」を実施中に、偶然な事故が発生し、参加者やあるいはその他の第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったような場合、あるいは参加者が偶然な事故により受傷したような場合に補償される制度です。

・・・この制度で対象となる事業の例・・・

親睦・生きがいや教養を高める講座の開催・スポーツやレクリエーション
健康チェック・病気の予防・会食会・ふれあい入浴・保育 など

2. この制度で対象となる事故

(1) 賠償責任事故

「ふれあいいきいきサロン事業」「子育てサロン事業」を実施中に、管理・監督・指導上のミスなどが原因で参加者やその他の第三者の身体・財物に損害を与え、事業の運営責任者やボランティアが法律上の賠償責任を負った場合

たとえば・・・

- ・ 提供した飲食物が原因で食中毒事故が発生した。
- ・ 一時保育中にボランティアが目を離した隙に幼児が高所から転落して大ケガをした。
- ・ 事業を行うため、よそから借りてきた器材を不注意で壊してしまった。

(2) 参加者の傷害事故

参加者がサロン活動中、あるいは自宅との通常の経路において偶然な事故により受傷されたような場合

たとえば・・・

- ・ サロンで実施したレクリエーション大会で参加したおとしよりが転倒してケガをした。
- ・ サロンからの帰途、交通事故にあい大ケガをして入院した。
- ・ 会食会で「もち」をのどに詰まらせ窒息し入院した。

3. 保険契約者

社会福祉法人 大田区社会福祉協議会

4. 被保険者

(1) 賠償責任補償では・・・保険契約者および活動に従事するボランティアのかたがた

(2) 傷害補償では・・・事業参加者（おとしより・乳幼児と保護者など）・ボランティア・スタッフのかたがた

5. この制度で補償される額（保険金額）と支払われる内容

(1) 賠償責任事故

	保険金額（補償限度額）
対人賠償・対物賠償（共通） （施設業務、生産物の補償）	1名・1事故 2億円 （生産物の補償は 保険期間中 2億円）
人格権侵害補償	1事故 2億円
預かり物の補償（現金・貴重品を含みます）	1事故 1,000万円
訴訟対応費用、初期対応費用、 信頼回復広告費用の補償	1事故 1,000万円 イ. 被害者見舞費用 身体障害1名10万円 財物損壊等1事故10万円 ロ. 弁護士相談費用 1事故5万円
被害者治療費等補償	1名50万円・1事故（保険期間中）1,000万円

*人格権侵害：名誉毀損、プライバシーの侵害により賠償責任を負担された場合に補償します。

*初期対応費用：法律上の賠償責任の有無にかかわらず事故対応に要した費用を補償します。

*被害者治療費等：事故により他人の身体に損害が発生し、その治療費等を保険会社の同意を得て支払う治療費等を補償します。

*（その他）一時的に使用・管理する他人の建物を損害した場合も補償します。（Ⅰ施設業務特約）

*（その他）情報漏えい事故も補償します。（Ⅰ施設業務特約）

上記の保険金額（てん補限度額）の範囲内で次のような費用が支払われます。

- I. 治療費、入通院費、慰謝料、休業損、葬儀代、死亡による逸失利益、物の修理代などの損害賠償金
- II. 保険会社の承認を得た裁判、調停、仲裁などの争訟費用
- III. 事故発生後の損害防止軽減費用（応急救助費・護送費など）

(2) 傷害事故

被保険者のかたがサロン内あるいは自宅との通常の経路において急激かつ外来の偶然な事故により受傷された場合には、次の保険金が支払われます。（熱中症・日射病・O-157等の細菌性食中毒も対象になります。）

（1名あたり）

死 亡 保 険 金	200万円
後 遺 障 害 保 険 金	（程度により）200万円～6万円
入 院 保 険 金（日額）	2,000円
通 院 保 険 金（日額）	1,300円

- ・ 死 亡 保 険 金……事故の日から180日以内にそのケガがもとで死亡したとき
- ・ 後 遺 障 害 保 険 金……事故の日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたとき
- ・ 入 院 保 険 金……生活機能または業務能力の減失をきたしかつ入院して医師の治療をうけたとき、事故の日から180日を限度として支払われます。
- ・ 手 術 保 険 金……入院保険金が支払われる場合、そのケガの治療のため手術をうけたときは、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10,20,40倍）を乗じた額が支払われます。

- ・ 通 院 保 険 金……生活機能または業務能力の減少をきたしかつ医師の治療を受けたときは、その通院日数に対し90日を限度として支払われます。

ただし、次のような場合にはこの制度は適用されません。（おもなもの）

（共通事項）

- イ、戦争、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、労働争議等
- ロ、地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ハ、核燃料物質等に起因する事故 など

（賠償責任補償）

- イ、保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
- ロ、法令に違反して製造した飲食物に起因する事故
- ハ、被保険者の同居の親族に対して負担する損害賠償責任
- ニ、被保険者が所有、使用、管理する自動車に起因して負担する損害賠償責任 など

（傷害補償）

- イ、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ロ、被保険者の無資格運転、酒酔い運転
- ハ、被保険者の脳疾患、疾病（熱中症（熱射病・日射病）・細菌性食中毒を除きます。）または心神喪失
- ニ、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ホ、宿泊をとまなう行事 など

おしらせ

1. この制度の名称「ふれあいいきいきサロン事業」「子育てサロン事業」総合補償制度は、引受保険会社（保険代理店）の企画商品名（愛称）です。
2. この企画商品は、次の保険の種類によって構成されており、保険契約の詳細は、保険契約に適用される約款・特約などの規定に従います。

統合賠償責任保険（災害補償特約付帯）

3. このご案内は、ごく簡単なお説明です。保険金の支払い条件その他この保険の詳細につきましては、大田区社会福祉協議会または担当保険代理店にご照会ください。

4. 引受保険会社

日新火災海上保険株式会社

5. 担当保険代理店

株式会社コンパス保険

〒107-0062 東京都港区南青山5-4-35たつむら青山ビル12階
TEL：03-5468-0321 FAX：03-5468-0323

（2020年6月改定）